

令和8年度つるおかUI ターンサポートプログラム業務
委託事業者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、令和8年度つるおかUI ターンサポートプログラム業務を実施するに当たり、受託候補者の選定のために設置する令和8年度つるおかUI ターンサポートプログラム業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、受託候補者を選定する。

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの審査に関すること。
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱がった日から受託候補者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、地域振興課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画部地域振興課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年6月17日から施行し、令和8年度つるおかUI ターンサポートプログラム業務の契約が締結された日をもって失効する。

別表

つるおかUI ターンサポートプログラム業務委託事業者選定委員会委員名簿

役職名	職氏名
委員長	企画部地域振興課 課長 鈴木 泰行
委員	企画部政策企画課 主査 吉田 真智子
委員	企画部食文化創造都市推進課 課長補佐 五十嵐 頼子
委員	企画部地域振興課 移住コーディネーター 畠山 としえ
委員	商工観光部商工課 主査 佐藤 文博